

第10次伊勢原市交通安全計画の概要

I 第9次伊勢原市交通安全計画の達成状況

昭和45年に交通安全対策基本法(昭和45年法律第110号)が制定され、昭和46年度以降、全国及び神奈川県において9次にわたる交通安全基本計画が作成され、本市においても第1次から第9次までの伊勢原市交通安全計画を策定し、総合的かつ計画的な交通安全対策を実施してきました。

目標の達成状況

1 設定目標

平成23年から平成27年までの第9次伊勢原市交通安全計画での目標

- ①「年間の24時間死者数を0にする」
- ②「年間の事故発生件数(人身事故)を510件以下にする」

2 計画期間の実績

項目	区分	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
死者数	人数	6人	2人	2人	2人	0人
	達成状況	未達成	未達成	未達成	未達成	達成
交通事故発生件数	件数	531件	544件	503件	369件	354件
	達成状況	未達成	未達成	達成	達成	達成

3 達成状況の評価

(1) 交通事故死者数

- ・市内の交通事故による死者数は、第8次計画中の平成22年に0名となり、第9次交通安全計画期間である平成27年にも目標とした0名を達成することができました。
- ・しかし、未だに死亡事故は、ほぼ毎年発生しており、依然として市民を取り巻く交通環境は万全なものとはいえない状況にあります。

(2) 交通事故発生件数

- ・交通事故発生件数は、平成22年には546件でしたが、第9次計画の中では平成24年以降4年連続で減少し、平成27年には354件まで減少しました。
- ・年間の事故発生件数「510件以下」の目標を、平成25年以降3年連続で達成できました。

交通事故の現状

- ・市内の交通事故を発生状況別にみると、大半が自動車に係る事故で、次いで二輪車、自転車、そして歩行者に係わる事故の順になっています。
- ・道路別には、一般市道と国道246号での事故件数が突出し、死亡事故も一般市道で多発している状況にあります。
- ・種類別事故発生状況では、右左折時の事故、追突事故、出会い頭事故が原因で多く発生している状況にあります。
- ・最近の特徴として、65歳以上の高齢者が関係する事故の全体に占める割合が増加傾向にあり、平成27年においては、事故全体の約18.6%を占めています。

これまでの交通安全対策

1 総合的な対策

- ・交通社会を構成する「人間」と道路等の「交通環境」の2要素について総合的対策を推進
- ・安全かつ円滑な道路交通環境の整備
- ・生涯にわたる交通安全教育の推進
- ・高齢者や障害者の交通安全対策の推進
- ・平成27年6月施行の道路交通法改正等に伴うルール徹底の取組
- ・警察署、消防署、交通安全関係団体等との連携強化

2 道路交通環境の整備

- ・環境整備として、人優先の道路改良、交差点改良の取組
- ・事故多発区間対策として、交差点内等のカラー舗装、通行帯(グリーンベルト)の設置
- ・住宅地域での歩行者等安全確保のため、「ゾーン30」の設置

3 交通安全運動の推進

- ・関係機関・団体と連携の下、各季の交通安全運動で街頭監視や街頭キャンペーンを実施
- ・毎年の交通安全市民総ぐるみ大会開催
- ・交通安全功労者の表彰

4 交通安全教育の推進

- ・小学校の新一年生を対象に交通安全教室を開催
- ・小・中学校や幼稚園、保育所、認定こども園で、年間を通じて交通安全教室を開催
- ・高齢者や二輪車運転者を対象とした交通安全教室の開催

以上のとおり、第9次伊勢原市交通安全計画における取り組みは着実な成果を上げてきているが、更に、究極の目標である「交通事故のない社会」の実現を目指して、総合的な交通安全対策の推進を第10次伊勢原市交通安全計画に引き継ぎます。

Ⅱ 第10次伊勢原市交通安全計画の概要

計画策定の目的

本計画は、人命尊重の理念の下、交通安全対策基本法に基づき、交通安全対策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定します。

計画の基本的な考え方

交通安全の施策を講ずるに当たっては、人命尊重の理念に基づき、高齢者、障害者、子ども等の交通弱者に配慮し、思いやる「人優先」の交通安全思想を基本とします。

1 人間に係る安全対策

人間に係る安全対策については、市民の交通安全意識の普及徹底を図るため、生涯にわたる交通安全に関する教育の充実と広報啓発活動を推進します。

また、自動車や自転車の安全で秩序正しい運転を確保するため、運転知識やマナーの醸成を図ります。

2 交通環境に係る安全対策

交通環境に係る安全対策については、歩車道分離の促進等交通安全施設の整備や道路の新設・改良に伴う安全面への配慮など、円滑かつ快適な交通環境の実現を目指します。

3 適切な交通安全対策の推進

これらの適切な交通安全対策を推進するのに当たっては、市民の十分な理解と協力が得られるよう配慮するとともに、より効果的な施策の推進のため、関係機関や市民の自主的な交通安全活動を支援します。

計画の期間

平成28年度から平成32年度までの5年間とします。

計画の目標

- ①年間の24時間交通事故死者数を0にすることを目指します。
- ②年間の交通事故発生件数を350件以下にすることを目指します。

交通安全の施策

1 道路交通環境の整備

県公安委員会や道路管理者、警察署、市交通安全対策担当の連携により、道路交通環境を整備するとともに、「人優先」の道路交通環境の整備を図ります。

[施策項目]

- ・生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備
- ・交通安全施設等の整備事業の推進
- ・歩行者空間のバリアフリー化
- ・無電柱化の推進
- ・効果的な交通規制の推進
- ・自転車利用環境の総合的整備
- ・災害に備えた道路交通環境の整備
- ・総合的な駐車対策の推進
- ・交通安全に寄与する道路交通環境の整備

2 交通安全思想の普及徹底

家庭や学校、職場、地域などで心身の発達段階に応じ、段階的かつ体系的な交通安全教育が効果的に行われるよう、幼児から高齢者までの年齢段階に応じた交通安全教育を推進します。

[施策項目]

- ・段階的かつ体系的な交通安全教育の推進
- ・効果的な交通安全教育の推進
- ・交通安全に関する普及啓発活動の推進
- ・交通安全に関する民間団体等の主体的活動の推進
- ・市民の参加・協働の推進

3 安全運転と自転車の安全性の確保

あらゆる機会を通じて運転者教育の充実に努めるとともに、関係機関や団体と連携して企業や事業所等の自主的な安全管理対策を推進します。また、自転車利用者に対しては、自転車の点検整備の必要性や正しい利用方法の普及啓発に努めるとともに、TSマークの普及に努めます。

[施策項目]

- ・安全運転の確保
- ・自転車の安全性の確保

4 道路交通秩序の維持

交通事故を防止するため、交通指導取締りの強化を関係機関に要請します。また、市民総ぐるみで暴走族を追放する気運を高め、暴走行為をさせない環境づくりを推進します。

[施策項目]

- ・交通の指導取締りの強化等
- ・暴走族対策の推進

5 救助・救急活動の充実

交通事故による負傷者の救命を図って被害を最小限にとどめるため、救助・救急体制と救急医療体制の支援などの整備を図ります。

[施策項目]

- ・救助・救急体制の整備
- ・救急医療体制の整備

6 被害者支援の充実と推進

交通事故被害者等に対し、相談を受ける機会を紹介するとともに、市が実施する無料法律相談によって交通事故相談の機会を提供します。

[施策項目]

- ・交通事故相談活動の推進